

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月1日

（工事執行権者）  
福島県県北建設事務所長  
吉田 伸明

|   |                      |
|---|----------------------|
| 工 事 番 号   | 第24-41312-0033号      |
| 工 事 名   | 道路橋りょう維持（補助）工事（橋梁補修） |
| 質 問 事 項   |                      |
| <p>1 採用単価表 F1080 廃材の回収・積込、F1081 塗膜剥離剤塗布・塗膜除去の端数処理および平均の算出方法をご教示ください。</p> <p>2 採用単価表 F1082 塗膜剥離剤（水系塗膜剥離剤）を使用しますが、0.5kg/m<sup>2</sup>の水系塗膜剥離剤でよろしいでしょうかご教示下さい。</p> <p>3 特記仕様書_第10章_14_3) 現道の使用規制について「本橋は橋面工及び伸縮装置工については通行止め」と記載がありますが、橋面工とは舗装工、区画線工、断面修復工（床版上面）、構造物撤去工と考えてよろしいでしょうか。また、上下線同時に通行止め及び終日通行止めは可能でしょうか。</p> <p>4 断面修復工（床版上面）_断面修復工（床版 EQM 工法同等）について、採用単価表に単価の記載がありましたが、採用単価表の内訳書を開示願います。また、現場状況等により見積と実績に乖離が発生した場合、協議していただけますでしょうか。</p> <p>5 現場を確認したところ、P7 橋脚の中央分離帯に照明灯が設置されておりました。こちらは中央分離帯撤去時に同時に撤去し、その後再設置することになるのでしょうか。またその場合、変更で協議していただけますでしょうか。</p> <p>6 塗装工につきまして、塗膜の有害物質含有試験は行われていますでしょうか。行われていない場合、本工事にて実施するのでしょうか。またその場合、変更で協議していただけますでしょうか。</p> |                      |

## 回 答 事 項

- 1 F1080 廃材の回収・積込及び F1081 塗膜剥離剤塗布・塗膜除去の採用単価算出方法は、建設物価と積算資料の平均単価（端数処理なし）を算出し、その単価に 4 週 8 休補正率を乗じています。なお、端数処理については、令和 6 年度土木・建築関係事業単価表参考資料（令和 6 年 4 月 1 日）P. 4 のとおりです。
- 2 F1082 塗膜剥離剤（水系塗膜剥離剤）は、m<sup>2</sup> 当たり標準使用量 0.5kg の単価を採用しております。
- 3 特記仕様書の橋面工とは、舗装工、区画線工、道路付属施設工、橋梁補修工（断面修復工（床版上面））、構造物撤去工です。  
上下線同時に通行止め及び終日通行止めを想定しております。
- 4 断面修復工（床版上面）断面修復工（床版 EQM 工法同等）の単価は、材工共で比較し、採用単価を決定しているため、積算書に内訳書はありません。  
現場状況等が見積の内容と乖離した場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
- 5 当該照明灯は、中央分離帯端部に位置することから、撤去は想定しておりません。  
なお、端部処理の形状等については、現場条件に合わせて設計変更の対象とします。
- 6 塗膜の有害物質含有試験は、技術管理費の産業廃棄物分析試験費に計上しております。  
なお、有害物質の含有が確認された場合は、その処分費用は設計変更の対象となります。